

造 林 事 業 実 施 要 領

昭和48年 9月18日付け 48治第910号

最終改正 令和8年4月7日付け 8森保第409号

(目 的)

第1 造林事業を推進し、森林資源の保続培養と森林の有する公益的機能の充実をはかり、あわせて山村経営の振興に資するため、県は造林事業を実施する者に対して補助するものとし、事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号林野庁長官通知）、その他国が定める要領及び通知等、愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月26日付け規則第8号。以下、「交付規則」という。）及び森林造成等事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(造林事業)

第2 この要領でいう「造林事業」とは、森林の造成を目的として、別表1の実施基準に掲げる事業をいう。

(事業計画等)

第3 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業のうち森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備について、森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

2 事業計画の計画期間は原則5年間とする。

3 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

(実施計画)

第4 知事は、毎年度、翌年度に実施する造林事業に関する計画書を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(事業規模)

第5 森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業及び花粉発生源対策促進事業で実施する事業内容のうち、付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く事業内容は1施行地の面積が0.1ha以上とする。

2 間伐及び更新伐については、前項に加えて、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下、「実施配分計画」という。）又は同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上。

3 特定機能回復事業のうち林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び花粉発生源対策促進事業については、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。また、伐採による著しい土砂の崩壊又は流出のおそれがある箇所ではないこと。

4 絆の森整備事業は、1施行地の面積が0.1ha以上とする（ただし、事業区域は5ha以上）。

5 水田跡地の人工造林は、1項に定める規定にかかわらず、1施行地0.05ha以上とする。

6 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(事業の指導及び推進)

第6 知事は、造林事業が適正かつ効果的に行われるよう必要に応じ、適切な技術指導を行うものとする。また、関係団体等と協力して、事業計画の作成並びに事業の実施に関し、助言、指導、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）から補助金の交付申請があった場合には、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。）の第1項、第2項

及び次の事項を確認するものとする。

(1) 規約の内容

(2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(3) 施行地の森林所有者

3 知事は、森林所有者の団体が事業を実行する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するように指導するものとする。

4 市町村長は、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携のもとに造林事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導等を行うものとする。

(補助金)

第7 造林事業に関する補助金の査定は、別表2の査定基準（絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）については、実行経費に補助率を乗じて求めるものとする。）によるものとし、補助金の交付については、交付規則及び交付要綱の定めるところによるものとする。

2 市町村が絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）以外の造林事業を請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち4により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

3 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、2により算定するものとする。

間伐、更新伐又は一貫作業の施行地に係る補助対象面積は、既設及び一体的に新設した森林作業道（「愛知県森林作業道作設指針」に則る森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

4 森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事

業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。

5 実行経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（令和7年3月25日付け6林整第863号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

6 少花粉森林転換促進事業については、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱」及び「花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領」の定める定額とする。

（書類の経由）

第8 この要領により知事に提出する書類は、名古屋市にあっては県農林基盤局に、他の市町村にあっては所轄する県農林水産事務所に提出するものとする。ただし、少花粉森林転換促進事業については、県農林基盤局に提出するものとする。

（その他）

第9 事業の実施にあたっては、施行地の森林保険の加入に努めることとする。

2 事業の実施にあたっては、スギ花粉の発生抑制にも配慮するものとする。

3 事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

4 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。

5 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。

6 事業の実施に当たっては、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

7 事業の実施に当たっては、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。

8 知事は、「造林事業等検査要領」第7条1項により現地確認を省略した場合、検査時に

限らず、必要に応じ施業が適切に行われているかの確認・指導を適宜行うよう努めるものとする。

別表1（1－1）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類		事業内容	事業主体	施行基準	摘 要
森林環境保全直接支援事業	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地植え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去。	次のいずれかの者とする。 (ア) 市町村 (イ) 森林所有者 (ロ) 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） (ハ) 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。） (ニ) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。） (ホ) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） (ヘ) 森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） (ニ) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (ケ) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項又は第44条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	1. 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地植え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。 (1) 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30㎡以上80㎡以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。 (2) 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30㎡以上の火災、気象害、噴火災、病虫害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。 2. 特殊地植えのうち、伐採前特殊地植え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。 3. 特殊地植えには搬出集積を含むことができるものとする。 4. 4回目以降の下刈りについては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針の解説」（令和7年3月31日付け6林整整898号林野庁森林整備部整備課長通知）のフロー図において下刈りの継続が必要と判断される場合に限り、補助対象とする。 5. 雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。 6. 枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。また、枝打ち幅おおむね1.5m以上を実施したものに於いて、補助対象とする。 7. 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に残存することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。	1. 人工造林又は樹下植栽等における地植え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地植えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。 2. 対象樹種は、知事が補助することが適用と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあたっては、林野庁長官の承認を得られたものとするもののほか、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。 3. 広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整整第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。 4. 天然更新による森林の育成を目的として行う地植えを実施した施行地において、当該地植えを実施した年度（地植えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。 5. 天然更新による森林の育成を目的として行う雑草木（侵入竹を含む。）の除去については、更新を目的とした伐採を実施する年度の初日から起算して1年前から実施できることとする。 6. 特殊地植えを実施した場合は、その実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。 7. 補植は、人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。 なお、鳥獣害による枯損率（枯損苗木数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合かつ、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、既設の鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、人工造林により1,500本/haを超える植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本を超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。ただし、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合は補植後の合計本数がその指定された植栽本数の下限を超えない範囲で追加的な補植ができることとする。
	樹下植栽等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地植え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去 (イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地植え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去			
	下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。			
	雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）とする。			
	倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。			

別表１（１－２）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類		事業内容	事業主体	施行基準	摘 要
森林環境保全直接支援事業	枝打ち	次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 (イ) 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (ウ) 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去		8. 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20％（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20％未満とすることが適切であると判断される場合は10％）以上伐採する場合に補助対象とする。	8. 倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。
	除伐	下刈りが終了した 5 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。		9. 更新伐について (1) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70％以下（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。）の定性伐採を行うものとする。 (2) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50％以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2 倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。 (3) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林業通知に定める方法により伐採を行うものとする。 (4) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。	9. 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、施行基準 8 の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20％未満とすることが適切であると判断され10％以上20％未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地についてはこの限りではない。
	保育間伐	保育間伐12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。			10. 付帯施設等整備は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。
	間伐	12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における林分の密度（別表 3）をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の 95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。			11. 鳥獣害防止施設等整備は、当該鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 2 年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して 5 年後までの間に実施できるものとする。 なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。
	更新伐	18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。		10. 搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。	12. 鳥獣害防止施設等整備における改良は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。 (ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。 (イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の高上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。 13. 林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 2 年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して 5 年後までの間に実施できるものとする。

別表１（１－３）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事業内容	事業主体	施行基準	摘要
森林環境保全直接支援事業	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備及び既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。		11. 鳥獣害防止施設等整備は、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。	14. 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。
		林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。		12. 森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 （ア）人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。	15. 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐、更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して３年後までの間に実施できるものとする。
		林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。		（イ）事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	16. 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、第６の２で定める搬出材積としては扱わないものとする。
		荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。		13. 森林作業道の改良は、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。 （１）１箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。 （２）原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して３年以上を経過したものの改良であること。	17. 森林作業道整備の事業内容（ア）における「一定期間」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、この理由を明らかにするものとする。 先行実施された森林作業道整備への補助金交付にあたっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
	森林作業道整備		愛知県森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）とする。		（３）改良の内容については、愛知県森林作業道作設指針第５章に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。 （４）当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。 14. 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。 （１）１箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。 （２）復旧の内容については、愛知県森林作業道作設指針第５章に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。	18. 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

別表 1 （ 1－4）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事 業 内 容	事 業 主 体	施 行 基 準	摘 要
特定機能回復事業	森林緊急造成	付帯施設等整備	人工造林	(イ)市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄付や分取林契約解除等により公有化した森林（前述の、寄付や分取林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。）で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．自然条件等の理由で更新が困難な森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等とする。 2．本事業における協定については、本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。 3．森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (ア) 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし及び除伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの (イ)事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．森林緊急造成による除伐において、不用木が主材木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。 2．市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。 3．付帯施設等整備は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし及び除伐のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。
			樹下植栽等			
			下刈り			
			雪起こし			
			倒木起こし			
			除伐			
			鳥獣害防止施設等整備			
			林内作業場及び林内かん水施設整備			
			林床保全整備			
			荒廃竹林整備			
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			

別表１（１－５）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事業内容	事業主体	施行基準	摘要
特定機能回復事業	被害森林整備	人工造林	森林環境保全直接支援事業に準ずる。	市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で事業を実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 １．気象害等による被害森林であって、自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。 ２．本事業における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。 ３．被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が５％以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。 ４．森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (ア) 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 １．保育間伐及び更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって５年以内に保育間伐、間伐または更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。 ２．付帯施設等整備は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。 ３．森林保全再生整備は、野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行うものとする。 なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第４条第２項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第４条の２に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。 ４．鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年５月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。 鳥獣の捕獲・処分にあたっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		枝打ち	18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去			
		除伐	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。			
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備			
	林内作業場及び林内かん水施設整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	林床保全整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	荒廃竹林整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	森林作業道整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	森林保全再生整備	鳥獣害防止施設の整備等	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（バッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。） (イ) 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）			
		鳥獣の誘引捕獲	誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とする。			

別表 1 （1－6）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事 業 内 容	事 業 主 体	施 行 基 準	摘 要
特定機能回復事業	重要インフラ施設周辺森林整備	人工造林	森林環境保全直接支援事業に準ずる。	(7)市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。）	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。 2．本事業における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。 3．森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (7)人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの (i)事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．保育間伐及び更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。 2．重要インフラ施設周辺森林整備における協定については、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するように努めること。 3．付帯施設等整備は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		枝打ち	18歳以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。			
		除伐	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		保育間伐	特定機能回復事業（被害森林整備）に準ずる。			
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。		
			林内作業場及び林内かん水施設整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。		
			林床保全整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。		
			荒廃竹林整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。		
	森林作業道整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			

別表 1 （1－7）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事業内容	事業主体	施行基準	摘要
特定機能回復事業	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	一貫作業	標準伐期齡以上の林分で行う林相転換を目的とする不用品（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とし樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。	(ア)市町村（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。 2．本事業における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。 3．森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (ア) 一貫作業、人工造林、下刈り及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの (イ)事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1．次に掲げる全ての要件に該当すること。 (1)「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域において行うものであること。 (2)林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (3)伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。 2．別表1（1－7）の人工造林に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1haあたり2,000本以上の植栽を可能とする。 3．一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち除伐保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。 4．一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。 5．一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。 6．一貫作業における植栽については、別表1（1－1）の適用の2、3及び7を準用する。 7．別表1（1－7）の一貫作業の事業内容に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。 8．一貫作業において、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎥を上限とする。 9．付帯施設等整備は、下刈り及び一貫作業のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。
		人工造林	森林環境保全直接支援事業に準ずる。ただし、地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。			
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に準ずる。ただし、同一施行地における下刈りについては3回までとする。			
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
		付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備			
	林内作業場及び林内かん水施設整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	林床保全整備		森林環境保全直接支援事業に準ずる。			
	森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に準ずる。				

別表 1 （1－8）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類				事業内容	事業主体	施行基準	摘要		
特定機能回復事業	保全松林健全化整備	衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理とする。		市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1. 保全松林緊急保護整備は、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。 (1) 保全松林健全化整備 「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容は衛生伐のみとする。 (2) 松林保護樹林帯造成 「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容は衛生伐を除く。 2. 特殊地拵えは、森林環境保全直接支援事業の施行基準1（1）を適用しない。 3. 保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。 4. 森林作業道整備は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。 (ア) 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、衛生伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの <u>5. 「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）に基づき行うこととする。</u>	次に定めるもの以外は、森林環境保全直接支援事業に同じ。 1. 保育間伐及び更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。 2. 付帯施設等整備は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、衛生伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、鳥獣害防止施設等整備の施設改良についてはこの限りではない。）とする。		
			森林環境保全直接支援事業に準ずる。						
	松林保護樹林帯	人工造林		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		樹下植栽等		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		下刈り		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		雪起こし		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		倒木起こし		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		除伐		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		保育間伐		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		更新伐		森林環境保全直接支援事業に準ずる。					
		付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備					森林環境保全直接支援事業に準ずる。	
			荒廃竹林整備					森林環境保全直接支援事業に準ずる。	
	森林作業道整備		特定機能回復事業（森林緊急造成）に準ずる。						

別表 1 （1－9）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事業内容	事業主体	施行基準	摘要	
農山漁村地域整備交付金	絆の森整備事業	全体計画調査		都道府県、市町村、森林経営計画の認定を受けた者、特定非営利活動法人等、市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者	1．全体計画調査及び用地等取得については、事業主体は市町村のみとする。 2．共生環境整備において、その補助対象年齢は特に定めないものとする。 3．林内歩道は、利用者の通行可能な構造規格とし、入り込み者等の通行の安全等を確保するため、必要に応じて階段、安全柵等を設けることができるものとする。	1．用地等の取得については、取得対象地が絆の森の造成・整備に当たって必要不可欠であり、取得後、絆の森の用途に供されることが確実で、かつ、土地及び立木竹を買い入れる以外に当該対象地を確保する方法がない場合に限って実施するものとする。ただし、買入対象地において森林作業道等土地のみの使用を目的として土地と立木竹をあわせて取得し、その後、当該立木竹を伐採することが明らかな場合の立木竹の取得並びに土地が他の所有のまま立木竹のみを取得する場合は、当該立木竹の取得を補助対象としない。 2．事業主体は、絆の森に関する管理運営主体を定め、事業完了後、絆の森に入り込み者の確保を図る他、その維持管理に努めるものとする。 なお、入り込み者数等の利用形態についてその把握を行うものとする。	
		共生環境整備					
		林内歩道等整備					
		付帯施設整備					
		用地等取得					
	花粉発生源対策促進事業	花粉発生源植替え		都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	<u>1．立木の伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、花粉症対策苗木等を使用するものとする。</u> 2．森林作業道整備は、花粉発生源植替えの施業と一体的に実施されるもの。 3．林木被害防止施設等整備は、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。 4．森林作業道の改良については、森林環境保全直接支援事業の施行基準12に同じ。 5．花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則としてその翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、花粉症対策苗木等による植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた花粉発生源植替えに係る交付金相当額を返還することとする。	1．花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙の花粉の少ない苗木及び知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。 2．交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。 3．当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生する恐れがある林分においては、林木被害防止施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。 4．付帯施設等整備は、花粉発生源植替えの施業と一体的に実施する。 5．伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、第6の2で定める搬出材積としては扱わないものとする。 6．荒廃竹林整備については、森林環境保全直接支援事業の摘要13、14に同じ。 <u>7．施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎡を上限として、その数量に応じて定める。</u> <u>8．植栽を含むことのできる経費は、施行地の面積1ha当たり2,000本を上限とする。</u>	
		付帯施設等整備	林木被害防止施設等整備				多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備。
			林内作業場及び林内かん水施設整備				森林環境保全直接支援事業に準ずる。
			荒廃竹林整備				森林環境保全直接支援事業に準ずる。
		森林作業道整備					森林環境保全直接支援事業に準ずる。

別表 1 （1－10）

造 林 事 業 実 施 基 準

事業の種類			事業内容	事業主体	施行基準	摘要
花粉の少ない森林への転換促進事業	少花粉森林転換促進事業	少花粉森林転換促進事業の支援	「スギ人工林伐採重点区域」のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林において、花粉の少ない森林への転換促進のための森林経営計画の作成・変更、伐採並びに花粉の少ない苗木、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹苗木並びにスギ及びヒノキを除くカラマツ、アカマツ、トドマツ等の針葉樹苗木への植替を推進する。	林業経営体等	1. 森林所有者と伐採・植替え等に関する施業の委託契約等を締結し、それに基づいて実施するものとする。	1. 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (1)愛知県が設定したスギ人工林伐採重点区域（令和6年1月23日設定）において行うものであること。 (2)森林経営計画における主伐が計画されていない森林であること。

造林事業查定基準

事業種名		標準単価	標準経費	査定経費	補助金額	査定係数		摘要
事業名	区分					区分	係数	
森林環境保全直接支援事業	人工造林	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、樹種別及び植栽本数別に定める。	標準単価に事業量を乗じて算出した金額において、千円単位未満を切り捨てて求める。	標準経費に査定係数の百分の一を乗じて求める。	査定経費に補助率を乗じて求める。	市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り	180	
	樹下植栽等	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、樹種別及び植栽本数別に定める。				次のa～cのいずれかに該当するもの a 森林経営計画等に基づき行う事業（査定係数180で行うものを除く。） b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの c 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業の施行と一体的に実施するものを除く。）	170	
	下刈り	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	雪起こし	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	倒木起こし	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	枝打ち	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	除伐	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	保育間伐	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	間伐	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	更新伐	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
	付帯施設等整備	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。						
森林作業道整備	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。							

造林事業查定基準

事業種名		標準単価	標準経費	査定経費	補助金額	査定係数		摘要	
事業名	区分					区分	係数		
特定機能回復事業	森林緊急造成	人工造林	森林環境保全直接支援事業に同じ	標準単価に事業量を乗じて算出した金額において、千円単位未満を切り捨てて求める。	標準経費に査定係数の百分の一を乗じて求める。	査定経費に補助率を乗じて求める。	森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの	180	
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		除伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		付帯施設等整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
	被害森林整備	人工造林	森林環境保全直接支援事業に同じ	同上	同上	同上	170		
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		枝打ち	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		除伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		保育間伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		付帯施設等整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林保全再生整備	標準単価を使用せず、実行経費にて求める。						
	重要インフラ施設周辺森林整備	人工造林	森林環境保全直接支援事業に同じ	同上	同上	同上	180		
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		枝打ち	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		除伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		保育間伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		付帯施設等整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						

造林事業査定基準

事業種名		標準単価	標準経費	査定経費	補助金額	査定係数		摘要	
事業名	区分					区分	係数		
特定機能回復事業	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	一貫作業	一貫作業の内、伐採・搬出については年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。その他事業内容については森林環境保全直接支援事業に同じ。	標準単価に事業量を乗じて算出した金額において、千円単位未満を切り捨てて求める。	標準経費に査定係数の百分の一を乗じて求める。	査定経費に補助率を乗じて求める。	一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備、森林作業道整備及び <u>3回までの</u> 下刈り	180	
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に同じ				更新伐、樹下植栽、人工造林及び同施行地における下刈り、一貫作業の施行地における4回以降の下刈り並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備	170	
		人工造林	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		付帯施設等整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
	保全松林緊急保護整備	衛生伐	年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。	同上	－	同上	－		
		人工造林	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		樹下植栽等	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		下刈り	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		雪起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		倒木起こし	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		除伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		保育間伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		更新伐	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		付帯施設等整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						
		森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業に同じ						

別表２（２－４）

造 林 事 業 査 定 基 準

事業種名			標準単価	標準経費	査定経費	補助金額	査定係数	摘要		
事業名	区分						係数			
農山漁村地域整備交付金	絆の森整備事業	共生環境整備		年度予算額及び事業量を勘案のうえ造林費が著しく異なるもの毎に定める。	標準単価に事業量を乗じて算出した金額において、千円単位未満を切り捨てて求める。	－	標準経費に補助率を乗じて求める。	－		
		共生環境整備以外		標準単価を使用せず、実行経費にて求める。	－	－	査定経費に補助率を乗じて求める。	180		
		花粉発生源植替え		年度予算額及び事業量を勘案のうえ、類型別に定める。	標準単価に事業量を乗じて算出した金額において、千円単位未満を切り捨てて求める。	標準経費に査定係数の百分の一を乗じて求める。	同上	同上		
	花粉発生源対策促進事業	付帯施設等整備	林木被害防止施設等整備	同上	同上	同上	同上	同上		
			林内作業場及び林内かん水施設整備	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
			荒廃竹林整備	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		森林作業道整備		同上	同上	同上	同上	同上	同上	

別表 3

地域の標準的な施業における林分の密度

齢級	林齢 [年生]	スギ [本数/ha]	ヒノキ [本数/ha]
8	3 6 ~ 4 0	1, 000	1, 000
9	4 1 ~ 4 5	890	900
10	4 6 ~ 5 0	830	800
11	5 1 ~ 5 5	770	740
12	5 6 ~ 6 0	710	680
13	6 1 ~ 6 5	650	640
14	6 6 ~ 7 0	590	580
15	7 1 ~ 7 5	530	520
16	7 6 ~ 8 0	470	480
17	8 1 ~ 8 5	410	420
18	8 6 ~ 9 0	350	360
19	9 1 ~ 9 5	300	320